

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

（1） 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）によっている。ただし、取得価格と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については償却原価法を適用しない。

② 満期保有目的以外の債券以外の有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっている。

時価のないもの：移動平均法による原価法によっている。

（2） 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

（3） 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

（4） 引当金の計上基準

① 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

② 徴収不能引当金

回収見込額を個別に見積り、回収不能見込額を徴収不能引当金として計上している。

③ 退職給付引当金

期末要支給額で計上している。

（5） 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

（6） リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。さらにこれを補完する目的で、鳥取県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。なお、鳥取県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入できない職員については当該制度に基づいた退職金を法人から支給をする。

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（1） 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

（2） 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

当法人の拠点区分は1つであるために作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人の拠点区分は1つであるために作成していない。

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

玉真園拠点区分（社会福祉事業）

「法人本部」「軽費老人ホーム玉真園」

「ホームヘルパーセンター玉真園」「ケアプランセンター玉真園」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	97,702,932	0	0	97,702,932
建物	96,992,232	5,929,000	7,360,569	95,560,663
合計	194,695,164	5,929,000	7,360,569	193,263,595

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
該当なし

6. 担保に供している資産
該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

資産の種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	97,702,932	0	97,702,932
建物（基本財産）	698,983,384	603,422,721	95,560,663
建物（その他の固定資産）	3,166,000	3,165,997	3
構築物	1,648,500	1,648,499	1
車両運搬具	4,805,940	3,122,824	1,683,116
器具及び備品	20,885,278	18,727,935	2,157,343
合計	827,192,034	630,087,976	197,104,058

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第122回地方公共団体金融機構債券	9,946,564	9,799,770	△146,794
広島市令和元年度第5回公募公債	19,576,800	19,632,960	56,160
合計	29,523,364	29,432,730	△90,634

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし